

産育休者の社会保険の手続きが、 人事の重い負担になっていませんか？

顧問契約していなくてもOK！

全国どこの会社でも
対応可能！

煩雑な手続きは専門家(社労士)に任せ、会社は社員が安心して働ける環境を調えるために、事業継続や人材育成に注力されることをおすすめします。



【産育休手続きサポートパック】
月額費用 対象者1人につき 月5,000円

下記は、労働政策審議会で決定し、2021年通常国会で可決する予定です。

- ①男性版産休：産後8週間以内に計4週間を2回に分けて取得可能に
- ②男性育休取得の会社からの働きかけの義務化
- ③夫も妻も2回に分けて育休の取得が可能に

※①+③により男性は計4回休業が可能になります

【お問合せ先】

社会保険労務士法人グレース

東京都文京区本駒込6-13-2-101

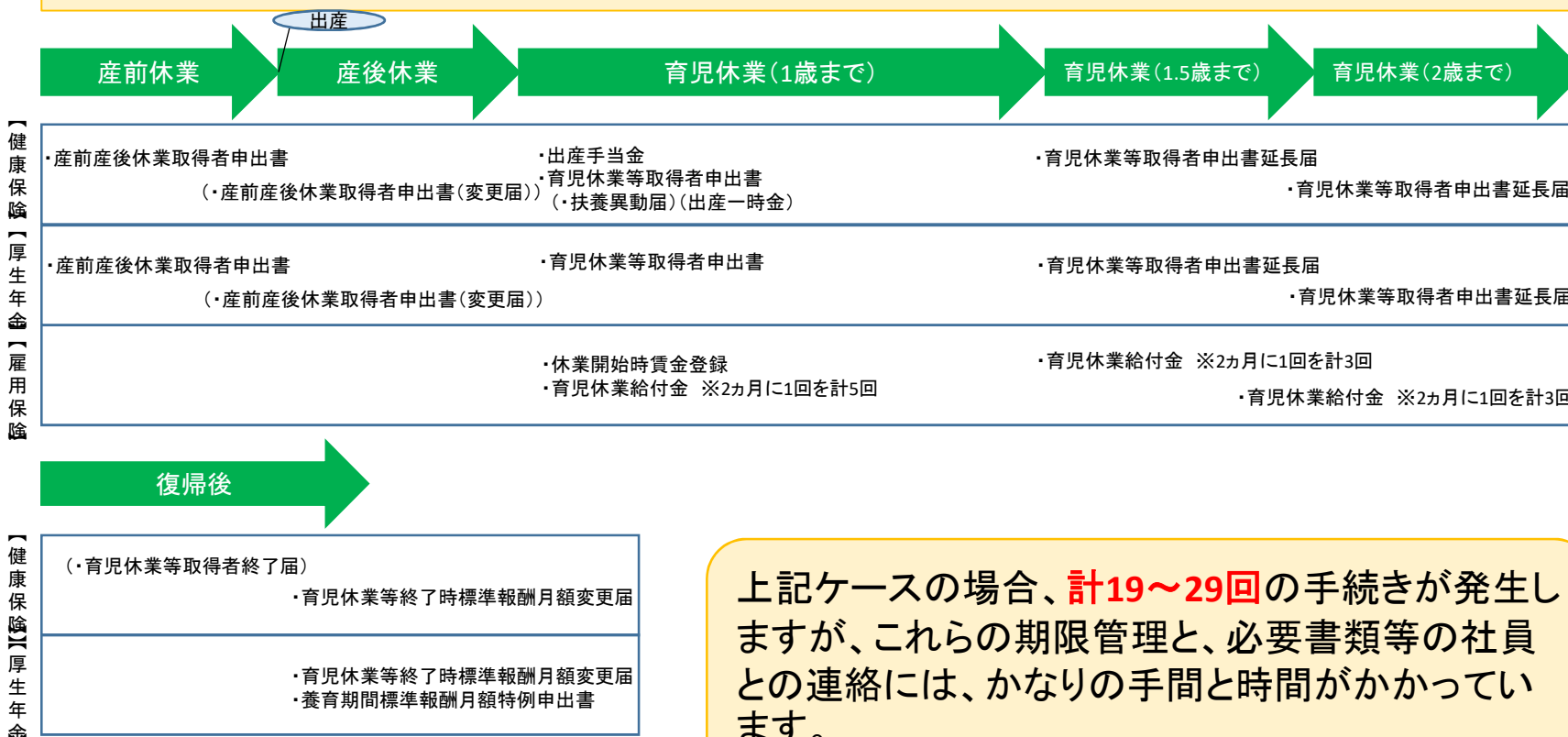
TEL:03-5395-4386

info@grasse-sr.com

<http://grasse-sr.com>

産育休者の社会保険の手続きは、 複雑かつ頻繁に発生します！

例えば・・・産前産後休業から引き続き育休を取得したものの、保育園に入園できず、2歳まで延長をし、復帰後は短時間勤務で働くときに行う手続き



上記ケースの場合、**計19~29回**の手続きが発生しますが、これらの期限管理と、必要書類等の社員との連絡には、かなりの手間と時間がかかっています。